

編注:〔〕内の数字は指摘を受けた医療機関件数を示している。▲は自主返還の対象となった指摘を示している。

I. 診療内容に係る事項

1. 診療録等

診療録は、保険請求の根拠となるものなので、医師は診療の都度、遅滞なく必要事項の記載を十分に行うこと(特に、症状、所見、治療計画等について記載の充実を図ること)。

(1) 診療録への必要事項の記載について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 診療録について

ア 傷病名の診断根拠となる症状、所見の記載がない。

イ 検査の評価の記載内容の充実を図ること。^[3]

ウ 患者に対する検査結果の説明内容について、診療録への記載の充実を図ること。

エ 医師の診察に関する記載がない。

② 医師による日々の診療内容の記載が極めて乏しい。

③ 医師の診察に関する記載がなく、投薬の治療が行われている。診療録の記載がなければ医師法で禁止されている無診察治療とも誤解されかねないで改めること。

(2) 検査結果の評価について診療録への記載がない。

① MMP-3

(3) 紙媒体の記録について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 記載内容が判読できない。^[5]

(4) 診療録第1面(保険医療機関及び保険医療養担当規則様式第一号(一)の1)及び診療報酬明細書に記載している傷病名について、その傷病を診断した経緯又は根拠について診療録への記載が不十分である。^[2]

① 気管支喘息

② 湿潤性湿疹、湿疹、皮膚炎

(5) 診療録について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

① 保険診療の診療録と保険外診療の診療録とを区別して管理していない。

② 医師が自分自身の診療録に自ら記載(自己診療)している。診療を受ける医師は本人とは別の医師の診療に基づいて検査・投薬・注射等を受けた場合にのみ保険請求できることに留意すること。▲

2. 傷病名

(1) 傷病名は診療録への必要記載事項であるので、正確に記載すること。傷病名の内容について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 医学的に妥当とは考えられない傷病名

ア 術後前立腺癌

2020年度 個別指導指摘事項 ①

医科

2020(令和2)年度の個別指導指摘事項(医科)は、長野県保険医協会が個別指導関係行政文書の開示請求で得た関東信越厚生局長野事務所分の各医療機関に対する指導結果通知の内容を項目ごとに整理したもの。指導内容については医療機関の診療傾向や患者の状態等、結果通知のみからでは判断できない様々な要因があって指摘される場合が多い。特に検査・投薬・注射等は指摘事項文章のみを取り上げて一律に医学的な是非を問うことはできない。その点に留意の上、参考資料としていただきたい。

- イ 左術後大腿骨頸部骨折
- ③ 傷病名を適切に整理していない例が認められたので改めること。
- ② 次の記載がない傷病名
- ア 急性・慢性…胃炎^[5]
- イ 両・左右の別…肩関節周囲炎^[3]、変形性肩関節症、肩関節痛症、変形性膝関節症^[3]、変形性足関節症、膝関節炎、関節炎、変形性関節症、下腿褥瘡、下肢神経痛、手指粘液のう腫、手湿疹^[3]、手接触皮膚炎、足白癬^[3]、足爪白癬、手爪白癬、下肢皮膚炎、下肢皮膚細菌感染症、下肢細菌感染症の疑い、下肢皮膚びらん、足尋常性疣瘍、足凍瘡、下肢水疱性類天疱瘡の疑い、下肢天疱瘡の疑い、下肢帶状疱疹の疑い、下肢単純ヘルペスの疑い
- ウ 部位…変形性関節症^[3]、関節炎、右痛風性関節炎、関節痛、湿疹^[6]、湿潤性湿疹、脂漏性湿疹、皮膚炎^[6]、脂漏性皮膚炎、破裂性皮膚炎、皮膚潰瘍、皮膚びらん、皮膚細菌感染症、細菌感染症、凍瘡、鶏眼、白癬^[2]、足白癬、爪白癬^[2]、痒疹、アスペルギルス症
- エ 詳細な傷病名…皮膚炎^[4]、甲状腺摘出術後
- ③ 単なる状態や傷病名ではない事項を傷病名欄に記載している。傷病名以外で診療報酬明細書に記載する必要のある事項については、摘要欄に記載するか、別に症状詳記(病状説明)を作成し診療報酬明細書に添付すること。
- ア 頭痛、イ 頸部痛、ウ 背部痛、エ 肩こり^[3]、オ 発熱、カ動悸、キ 胸やけ^[2]、ク 胃痛、ケ 腹痛症、コ 腹部膨満、サ しおり腹、シ 経口摂取困難、ス 疼痛^[2]、セ 慢性疼痛、ソ 痢攣、タ 腎機能検査異常、チ 深部静脈血栓症の再発抑制、ツ 長期経口食事摂取困難な場合の経管栄養補給
- (2) 傷病名の記載又は入力について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 傷病名の記載が漏れている。
- ア 肺炎の疑い、イ 多発性脳梗塞
- ② 傷病名の終了日、転帰の記載がない。^[2]
- ア 胃潰瘍

構成

I. 診療内容等に関する事項

1. 診療録等
 2. 傷病名
 3. 基本診療料
 4. 医学管理等
 5. 在宅医療
 6. 検査
 7. 投薬・注射
 8. リハビリテーション
 9. 精神科専門療法
 10. 処置
 11. 病理診断
- II. 管理・請求事務
- ・施設基準等に係る事項

本号

次号以降

の要点について診療録への記載が不十分である。^[2]

4. 医学管理等

- (1) 特定疾患治療管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 対象は確定傷病名であるにもかかわらず、「疑い」の傷病名として記載しているもの
 - ア 糖尿病の疑い
 - ② 長期にわたる急性疾患等の傷病名
 - ア 逆流性食道炎
 - イ 副甲状腺機能低下症の疑い
 - ウ ビタミンD欠乏症の疑い
 - ③ 重複して付与している、又は類似の傷病名
 - ア 「胃炎」と「慢性胃炎」、イ 「糖尿病」と「2型糖尿病」、ウ 「難治性逆流性食道炎」と「維持療法の必要な難治性逆流性食道炎」、エ 「貧血」と「鉄欠乏性貧血」、オ 「全身性湿疹」と「全身湿疹」、カ 「前立腺癌」と「前立腺癌の疑い」、キ 「脳挫傷後遺症」と「脳挫傷後遺症」、ク 「骨粗鬆症」と「重症骨粗鬆症」、ケ 「疼痛性骨粗鬆症」と「原発性骨粗鬆症」
- ④ 治療計画に基づく、服薬、運動、栄養等の療養上の管理内容の要点について診療録への記載がない。^[▲8]
- ⑤ 治療計画に基づく、服薬、運動、栄養等の療養上の管理内容の要点について診療録への記載が画一的である。^[5]
- ⑥ 治療計画に基づく、服薬、運動、栄養等の療養上の管理内容の要点について診療録への記載が不十分である。(管理内容の要点が明確に分かるよう整理し記載すること。^[4])
- ⑦ 治療計画に基づく、服薬、運動、栄養等の療養上の管理内容の要点について診療録に明確に記載すること。
- ⑧ 主病と関係がない感染症の予防について算定している。[▲]
- ⑨ 算定対象外である主病について算定している。^[▲2]
- ⑩ 全身的な医学管理を行っていない疾患について算定している。[▲]
- ⑪ 医師のオーダーによらず、請求事務担当者の判断で算定している。[▲]
- ⑫ 医師のオーダーによらず、誤って自動的に算定している。[▲]

次号は特定疾患治療管理料から

公費負担医療等の手引説明会のご案内

2021年度7月に発行された『公費負担医療等の手引』を使用して、下記の日程で説明会を行います。生活保護、難病医療などの公費、コロナ特例や長野県の福祉医療を中心に解説をします。申込は下記QRコード、協会ホームページ、または本紙同封の申込書にて。

日時: 2021年12月23日(木) 19:00~21:00

申込締め切り 12月13日(月)

会場: Zoom(ウェビナー) 参加費: 無料

対象: 長野県保険医協会会員

又は会員医療機関スタッフ

公費負担医療等の手引 2021年7月版

A B 5版 670頁／発行: 全国保険医団体連合会

会員価格: 2,800円(定価: 4,000円)

開業医会員は希望者1冊無料で送付(026-226-0086)

